

福島イノベーション・コースト構想推進分科会について

平成 29 年 8 月
内 閣 府
復 興 庁
経 済 産 業 省
福 島 県

1. 背景

- 福島イノベーション・コースト構想のとりまとめ後、廃炉やロボットを中心とした拠点整備等の各種プロジェクトは進展。
- 浜通り地域の避難指示解除等が進む中、新たな産業基盤構築や地域再生に対する地元の期待が高まり、構想の重要性はこれまで以上に増大。
- 今後は、拠点整備や研究開発に加え、拠点を核とした産業創出、拠点周辺
の生活環境整備等に向けて、関係省庁や地元が互いに緊密に連携して取り
組むことが必要。

2. 経緯

(1)福島特措法の改正

- 今般、福島復興再生特別措置法が改正され、構想を法律に位置付けるとと
もに、関係省庁、自治体、事業者等との連携強化を規定。
- さらに、「原子力災害からの福島復興再生協議会(法定協議会)」の下に、分
科会を開催できることを規定。

(2)福島復興再生基本方針の改定

- 今般の法改正を踏まえて改定された、「福島復興再生基本方針」(平成 29
年 6 月 30 日改定)において、関係省庁、県等が参画して福島イノベーシ
ョン・コースト構想の推進に関する基本的な方針を共有していく場としての分
科会の創設が明記。

3. 関連規定の改正・整備

(1) 法定協議会の規定の改定(資料2-2)

- 今般の福島復興再生特別措置法改正を踏まえ、「原子力災害からの福島復興再生協議会運営要領」に分科会を開催できる旨の規定を新設
- その他必要な改正

(2) 福島イノベーション・コースト構想推進分科会運営要領の整備(資料2-3)

- 福島イノベーション・コースト構想推進分科会を運営する上で必要となる規程を、「福島イノベーション・コースト構想推進分科会運営要領」として整備。

<運営要領概要>

○趣旨(第1条)

- ・関係省庁、関係自治体等が参画し、福島イノベーション・コースト構想の推進に関する基本的な方針を共有する場として、分科会を開催する。

○共同議長(第2条)

- ・内閣府原子力災害現地対策本部長、復興副大臣、経済産業副大臣及び福島県知事。

○委員(第2条)

- ・内閣府原子力災害現地対策本部長、復興副大臣、経済産業副大臣及び福島県知事が協議して指名する者。

○分科会の公開(第4条)

- ・分科会は、原則として公開とする。ただし、共同議長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。分科会の資料は、原則として、公開とする。

○庶務(第6条)

- ・庶務は、内閣府原子力災害現地対策本部、復興庁、経済産業省及び福島県が処理する。